

令和8年3月31日

商工中金法令の規定に基づく申請・届出、交付等における旧氏の使用について

商工中金法令の規定に基づく申請・届出、交付等における旧氏の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 申請者等が申請・届出、交付等を行おうとする際に、旧氏併記を希望する場合は、これを認めます。
2. 旧氏併記とは、申請者等の氏名の記載欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧氏を記載することをいいます。
3. 旧氏を併記する際、法令等により旧氏を証明する書類の提出等が求められる場合があります。
4. また、一部の手続については、個別の法令・指針等により、旧氏を併記した書類が既に提出されていることを前提に、旧氏のみを記載することが可能です。

(※)「旧氏」とは、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいい、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

以上